

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-08-31

なし

(発行年 / Year)

1910

生一節二の三要素

土地運物貸借ノ成立ニ関スル慣例

取調表申書

一 不動産ノ貸借ニ借主ヨリ貸主ニ成立スルノ慣例
ノ慣例アルトモ此ノ何カ場合ニ於テモ之ヲ
入ルルニアルス貸主カ借主ニ立テ信用ノ厚薄
ニ依リ區別アルモノナリ

一 成立スル入ルル家屋貸借ノ場合ニ限リ土地
地運運地ニ之ヲ入ルル慣例ナリトモ尤モ
此ノ堅地ノ貸借ニ付テハ或ハ一部ノ地方
ニ於テ之ヲ入ルル慣例アリ

内務省

一 成立スル預リ主カ其利子ヲ拂フノ慣例ナリトモ
凡借主ニ於テ成立スル入ルル家屋貸借ノ成立
ハ低廉ナリヨリ間接ノ利子ヲ拂フモノナリ
一 為金ヲ入ルル月的貸主ニ於テハ貸主ノ延
滞其他損失ノ補償ニ充テシテ欲スル借主
ニ於テハ家賃ノ減分ヲ低廉ナリシメント
欲スルモノナリ

一 貸主ハ為金ヲ以テ借賃ノ不拂其他損失
ノ補償ニ當ルモノナリ

但前項以般ノ場合ニ於テハ當初約定
如何ニ依ル

一 貸借満期ニ至リ借主未タ其前納ノ新
清メテハカレハ若シ返シテヤサハ慣例ナリ
右ハ各中候ヤ

內務省

106

明治廿二年八月三日 佐賀縣知事 永峰 謹啟

內務大臣 伯爵 井上 馨 殿

佐賀二